

外

理職手当の支給に関する規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

千葉県人事委員会委員長

諸

尚

靖

彦

5 年 3

目 次

号外第36号

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

号

令 和

月 31 日 令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会規則第四号

管理職手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号)の一部 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 別表第一知事の事務部局の項本庁の目中

				(×)		-	\neg	
「中央児童相	別表第一知事の事務		中央児童相談所	、同項出先機関の目		健康危機対策監		
相談所 「市川児童	部局の項出先機	次長	所長	衛生研究所の節の次				
童相談折	関の目中央児童相	四種	二種	に次のように加える。	こども	を一、仮身危が	[元] [五]	П .
	談所 市川児			加える。	家庭対策監	文第	计	
	童相談所 柏				種	1 看	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	児童相					に 改		

三 \equiv 三 を 柏児童相談所

談所の節中 川及び柏の各児童相談所を除く。 市川児童相談所 柏児童相談所)の節中「児童相談所 君津児童相談所 に改め、 (中央、 同目児童相談所 市川及び柏の各児童相談 (中央、 市

所を除く。) 」 を 東上総児童相談所」 銚子児童相談所 に改め、 同目北千葉道路建設事務所の節中

兀

兀

					3	L.
-	_	か、			_	_
換地課長	 - - - -	司目ヹ画整浬事		所長	7. T	
 四 種	才 万 ()	・ 务 折 刀 節 中	_	 四 種		
	木地	換地		L		
に改め	区換地	課長	:	を	· _	_
、同表	課長			所長	ĺ	
(警察の項警察	四種	四種				
察学校の目中		を		 三 種		
			ı	_ - }		
				2		

千葉県人事委員会規則第三号

員の任用に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する

千葉県人事委員会委員長

諸

出

靖

彦

令和五年三月三十一日

(金曜日)

 \bigcirc

則を廃止する規則

人事委員会告示

千葉県人事委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

平成五年千葉県人事委員会告示第四号を廃止する告示

人

事

委

員

会

規

則

0

千葉県人事委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する

休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 職員の任用に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号)の 一部を次のよ

校長

種

を

理事官 校長

種

種

に、

「もの」を「ものに限る。 第十条第一項第三号の二中「職で」を)」に改める。 職

(警察官以外の職員の職にあつては」に、

令和5年3月31日

この規則は、 令和五年四月一 日から施行する。

る

部長 副首席師

四種 兀 種

を

副首席師

範

兀

種

に改め

範

(金曜日)

この規則は、 附 則

令和五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 諸 尚 靖

彦

千葉県人事委員会規則第五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十

改める。 対策課」に改め、 第一条の七第一項第一号中「及び廃棄物指導課」を「、廃棄物指導課及びヤード・残土 同条第二項第一号中 「に限る」を「及びヤード・残土対策課に限る」に

この規則は、 令和五年四月一日から施行する

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長

諸 尚 靖 彦

千葉県人事委員会規則第六号

葉

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号ニ中「健康危機対策監の職」の下に「、こども家庭対策監の職」を 人事委員会の権限の一部を委任する規則 (昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六

加える。 第三条第三号中「職員の定年に係る勤務延長に関する規則」 を 「職員の定年等に関する

規則」に、 「異動」を「昇任、 降任又は転任」に改める。

この規則は、 令和五年四月一日 から施行する

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 諸 出 靖 彦

千葉県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年千葉県人事委員会規則第十四号)

の

部

十三号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満十八歳に達する日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

を次のように改正する

に改める。 表知事の事務部局の項本庁の目中 「環境対策監」を「こども家庭対策監 環境

則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する

職員の定年等に関する規則の 令和五年三月三十一日 部を改正する規則をここに公布する。

千葉県人事委員会委員長 諸 出 靖 彦

千葉県人事委員会規則第八号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 職員の定年等に関する規則 (昭和六十年千葉県人事委員会規則第一号) の一部を次のよ

第五条第四号中「及び警察署の課長」を「の校長補佐」に改め、 同条に次の一号を加え

警察署の課長

Ŧī.

る

附

この規則は、 令和五年四月一日から施行する

員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

千葉県人事委員会委員長

諸

尚

靖

彦

令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成七年千葉県人事委員会規則第二 号) 0 部

とを要しない時間を指定された日」を加える。 第五条第一項中「(休日」の下に「及び給特条例第八条第一項の規定により勤務するこ

第九条第十五号を次のように改める。

十五 義務教育終了前(満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日以後引き続いて 害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳、「療育手 部に在籍している場合を含む。)の子(配偶者の子を含む。以下同じ。)又は身体障 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学 育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二 帳制度について」(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号)に基づく療

対

七日 子等」という。)を養育する職員が次のいずれかに該当する場合 (義務教育終了前の子等を二人以上養育する職員にあっては、 十日)の範囲内の 一の年度において

の最初の三月三十一日までの間にある子(以下この号において

当該義務教育終了前の子等の看護 復訓練のため勤務しないことが相当であると認められる場合 前の子等の世話を行うことをいう。)、健康診査、 (負傷し、又は疾病にかかった当該義務教育終 健康診断 予防接種又は機能 る

「保育所等」という。) 又は当該義務教育終了前の子等が在籍することとなる保育 当該義務教育終了前の子等が在籍する保育所、 中等教育学校、 幼保連携型認定こども園、幼稚園、 小学校、 中学校、 特別支援学校、 義務教育学校、 高等専門学校、 中等教育学校、特別支援学校等(ハにおいて 小学校、 中学校、 幼保連携型認定こども園、幼稚 専修学校等が実施する行事に参る。 義務教育学校、高等学

籍する保育所等から当該義務教育終了前の子等の引取りを要請されている場合 地震、水害、 火災その他非常の事態の発生により当該義務教育終了前の子等が在

布の日から施行する。 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 ただし、 第五条第一項の改正規定は、 公

千葉県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

令和五年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 諸 畄 靖

彦

| 千葉県人事委員会規則第十号

員会規則第九号)の一部を次のように改正する。 千葉県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則 千葉県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 (平成十三年千葉県人事委

|を定める規則」を る。 第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録 「千葉県情報公開条例第二条第一 一項第二号の施設を定める規則」に改め

附

この規則は、 令和五年四月 一日 から施行する。

千葉県人事委員会行政文書管理規則 (の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

葉県人事委員会委員長

諸

尚

彦

「義務教育終了前の 千葉県人事委員会規則第十一号

千葉県人事委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する 千葉県人事委員会行政文書管理規則 (平成十三年千葉県人事委員会規則第二十四 号) の

他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、 第二条第二号ただし書中 「次に掲げる」 を 「官報、 公報、 白 書、 新 聞、 同号イ及び口を削 雑誌、 書籍その

を「利用停止請求」に、 一項」を「同法第七十八条第一項第四号、 「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、 第十一条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を 「同条例第二十二条第一項、第三十四条第一項又は第四十三条第 第九十四条第一項又は第百二条第一項」に改め 「利用停止等請

附 則

(施行期日)

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

1

2 録であって、職員が組織的に用いるものとして千葉県人事委員会が保有しているもの 事委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第二条第二号に規定する電磁的記 に規定する行政文書には含まないものとする。 (改正前の規則第二条第二号ロに掲げるものに限る。)は、 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に職員が職務上作成した千葉県人 改正後の規則第二条第二号

3 号に規定する行政文書を含む規則第十条の二第一項に規定する簿冊等については、 後の規則第十一条第四項第二号の規定にかかわらず、 号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があった改正前の規則第二条第二 附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号) なお従前の例による。 (平成五年千葉県条例第 改正

令和五年三月三十一日 員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

千葉県人事委員会委員長

諸

出

靖

彦

職

千葉県人事委員会規則第十二号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 員からの苦情相談に関する規則 (平成十七年千葉県人事委員会規則第十六号) 0) 部

する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条」に改める。 第二条第一項第二号中「法第二十八条の四又は第二十八条の五」 を 「職員の定年等に関

千葉県人事委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を

千葉県人事委員会委員長

諸

尚

靖

彦

五年千葉県人事委員会規則第十八号)は、 千葉県人事委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則 廃止する。 (平成

換地課長」 に改め、 同表警察の項警察学校の目中

を 管 理 事 調 官 管 査 理 副主 補 佐 校長 に改める。

務の級別区分の 表 2 公安職給料表級別職務区分表警察の項中

		長)	(副 校
副首席師	管理官	部長	副校長
(係長)	(課長)	(師範)	調査官
(教師)	(係長)	課長	師範
	を		
	首席師 (係長) (教	首席師 (係長) (教師)	副首席師(係長)(教師)管理官(課長)(係長)

					-		
		官)	(理事	長)	(副校		
	範	副首席師	管理官	理事官	副校長		
(教師)	(係長)	佐)	(校長補	(師範)	調査官		
		(教師)	(係長)	校長補佐	師範		
に							

改める。

令和五年四月一日から施行する。

千葉県人事委員会が取り扱 う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日(金曜日)	千	葉	県	報	号外第36号
					大葉県人事委員会告示第一号 平成五年千葉県人事委員会告示第四号(千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開 でお、この告示は、令和五年四月一日から施行する。 令和五年三月三十一日 ・

	号外第36号	<u> </u>	葉	県	報	令和5年3月31日(金曜日)	1
購読料本号							
部							
一八円							
購読申込先							
○四三 (二二三) 二六五八							六